中間取りまとめ関連資料

- ○資料1 「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」(平成17年12月22日付医政局長、雇用均等・児童家庭局長等連名通知)
- ○資料2 疾病又は事業ごとの医療体制について(抜粋)「小児医療の体制構築に係る指針」 (平成19年7月2日付医政局指導課長通知)
- ○資料3 救急医療体系図
- ○資料4 消防法の一部を改正する法律の概要
- ○資料5 救命救急センター設置状況一覧 (ドクターヘリ・ドクターカー・小児救急専門病床設置状況)
- ○資料 6 救命救急センターの小児救急専門病床数及び小児専門病院の小児集中治療室病 床数
- ○資料7 日本小児総合医療施設協議会会員施設一覧
- ○資料8 「小児集中治療部設置のための指針」 (日本小児科学会、日本集中治療医学会、厚生労働科学研究費補助金(医療技術評価総合研究事業)の「小児医療における安全管理指針の策定に関する研究班」による)
- ○資料9 小児救命救急医療の今後の整備についての提案
- ○資料10 新しい救急医療体系図についての提案
- ○資料11 救急医療用へリコプターの導入促進に係る諸課題に関する検討会報告書概要
- ○資料12 ドクターへリの導入状況

〇小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について

(平成 17 年 12 月 22 日)

(/医政発第 1222007 号/雇児発第 1222007 号/総財経第 422 号/17 文科高第 642 号/) (各都道府県知事あて厚生労働省医政局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、総務省自 治財政局長、文部科学省高等教育局長通知)

小児科、産科等の特定の診療科における医師の偏在問題については、平成 17 年 12 月 1日に取りまとめられた「医療制度改革大綱」(政府・与党医療改革協議会)においても、地域の実情に応じた医師確保策を総合的に講じていくべきことが指摘されるなど、早急な対応が求められている大きな課題である。

厚生労働省、総務省及び文部科学省から成る「地域医療に関する関係省庁連絡会議」に おいては、平成17年8月に「医師確保総合対策」(参考資料)を取りまとめ、標記の集約化・ 重点化の推進を含め、積極的に取り組んでいくこととしている。

その中で、小児科・産科の医師偏在の問題については、医療資源の集約化・重点化を推進することが、住民への適切な医療の提供を確保するためには、当面の最も有効な方策と考えられることから、関係の学会や医会、関係団体の有識者の参画を得たワーキンググループを設けて検討を重ね、別添の「小児科・産科医師確保が困難な地域における当面の対応について」(以下「本報告書」という。)を取りまとめ、平成17年12月2日に公表したところである。

ついては、各都道府県におかれては、関係の学会や医会、関係団体の参画を得て取りまとめられた本報告書の内容に従って検討を行い、必要性が認められた場合には、都道府県において集約化・重点化計画を策定し、関係者の協力の下でこれを実施していくことが望ましいと考えるので、その趣旨を十分御理解の上、下記の点に御留意いただきつつ、積極的に取り組んでいただくようお願いする。

記

1 主体

地域医療の確保という観点から、都道府県が主体となり、基本的に、関係者から成る地域医療対策協議会(平成 16 年 3 月 31 日付け医政発第 0331002 号・総財経第 89 号・15 文科高第 918 号厚生労働省医政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長連名通知参照)を活用すること。

2 対象

公立病院を中心とし、地域の実情に応じて他の公的な病院等も対象とすること。

3 スケジュール

平成 18 年度末を目途に、集約化・重点化の必要性の検討を行い、その実施の適否を決定した上で、具体策を取りまとめること。

また、平成 20 年度までに取りまとめられる医療計画において、当該具体策を記載すること。

4 集約化・重点化計画の策定

集約化・重点化計画の策定に当たっては、小児科・産科医師の確保が困難な地域について圏域を設定し、当該圏域ごとに、診療機能を集約化・重点化して分野別に特化した小児医療又はハイリスク分娩を中心とした産科医療を担う病院として「連携強化病院」と、必要に応じ連携強化病院に一定の機能を移転する病院として「連携病院」とを設定すること。

なお、圏域においては、集約化・重点化計画において設定した連携強化病院と連携病院 にとどまらず、診療所を含めた地域の連携体制を構築するものとすること。

5 関係者

国、都道府県はもとより、市町村や関係団体についても、本報告書を踏まえた役割を果たせるようにするため、都道府県においても、本報告書の周知を行った上で、関係者との協議を進められたいこと。

6 その他

- (1) 集約化・重点化については、全国一律に実施するものではなく、当該地域における必要性を勘案して、都道府県において検討の上、実施の適否を含めて検討するものであるとともに、小児科・産科医師の確保が困難な地域において当面の小児科・産科の医療確保を行うための緊急避難的な対策であること。
- (2) 産科においては、地域偏在が著しい場合には、都道府県域を越えたブロック単位での集約化・重点化を考える必要があること。